

## 所得税の確定申告、町民税・県民税の申告 相談が始まります

平成28年分の所得税の確定申告と町民税・県民税の申告相談が平成29年2月16日（木）から始まります。

毎年、申告期限が間近になると各会場が大変混雑し、十分相談できなかつたり、長時間お待ちいただいたりする場合がありますので、申告はできるだけ早めに済ませていただくようご協力ください。なお、申告期限は平成29年3月15日（水）です。

### ◆平成28年分 申告相談 日程一覧◆

日 程	時 間	会 場
平成29年2月16日（木）～3月15日（水） ※還付申告は申告期間前でも受付しています	午前9時～午後5時	諏訪税務署
平成29年2月16日（木）～3月15日（水） ※還付申告のみ2月14日（火）から受付します	午前9時～正午 午後1時～4時	町庁舎4階講堂

### ◆確定申告書作成指導会～税理士会諏訪支部主催～◆

日 程	時 間	会 場
平成29年2月16日（木）～17日（金） 2月20日（月）～21日（火）	午前9時半～正午 午後1時～3時	町庁舎4階講堂

※税務署・町役場ともに土曜日・日曜日はお休みです。また、お昼休み（正午から午後1時）は受付できません。

**注意** 次に該当する方は計算等相談内容が複雑なため、町庁舎4階講堂ではお受けすることができませんので、諏訪税務署での申告をお願いします。

- ◆青色申告の方 ◆資産の売却や交換をした方
- ◆住宅借入金等特別控除を初めて受ける方
- ◆事業所得、農業所得、不動産所得及び雑所得を有する方のうち前年分の所得金額が300万円超の方
- ◆所得税、町民税・県民税以外の申告（贈与税、消費税）をされる方

### ◆確定申告、町民税・県民税の申告が必要な方◆

#### 【所得税の確定申告が必要な方】

平成28年中（平成28年1月1日～12月31日）に、次の所得等があった方

- ①商業・工業・農業等の事業、不動産などの所得があった方
  - ②土地・建物等・株式等の資産譲渡による所得があった方
  - ③給与所得者で、次のいずれかの項目にあてはまる方
    - ・給与の収入金額が、2,000万円を超えた方
    - ・2カ所以上から給与を受けている方
    - ・給与所得、退職所得以外の各種所得の合計額が、20万円を超える方
- （例）年額20万円を超える不動産、配当、原稿料など各種所得があった場合

#### 【所得税の確定申告をすれば税金が戻ることがある方】

次のいずれかに該当し、所得税が納め過ぎとなっている方は、確定申告をすることで所得税が還付されます。

- ①医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除などを受けることができる方
- ②給与所得者で、年の途中で退職した後就職しなかった方で年末調整を受けていない方
- ③予定納税をしている方で、確定申告の必要がなくなった方

#### 【町民税・県民税の申告が必要な方】

平成29年1月1日現在、下諏訪町に居住しており、所得税の確定申告が必要ない方で、次のいずれかに該当する方

- ①給与所得者で、給与以外の所得がある方
- ②事業所から給与支払報告書が下諏訪町に提出されていない方
- ③公的年金等の収入が400万円以下であり、医療費控除や生命保険料控除などの各種控除を受ける方
- ④国民健康保険の加入者、児童扶養手当の受給者、県営住宅入居者など、所得証明が必要となる見込みのある方

## ◆申告相談の際お持ちいただくもの◆

- ◆印鑑（認印）
- ◆所得の証明となる書類  
（例）給与・公的年金等の源泉徴収票（複数箇所から支払を受けている場合はすべての源泉徴収票）  
収支内訳書（営業・農業・不動産所得のある方）
- ◆控除の証明となる書類  
（例）医療費の領収書および集計表（領収書は必ず人別・病院別に区分けし、集計をお願いします）  
生命保険・地震保険料控除証明書、身体障害者手帳など
- ◆預金通帳等口座情報が分かるもの
- ◆前年分の申告書・収支内訳書の控え
- ◆マイナンバーカードの写し（コピー）または番号確認書類と身元確認書類の写し（コピー）

### 【マイナンバーカードをお持ちの方】

マイナンバーカードの表面及び裏面の写し（コピー）をお持ちください。



### 【マイナンバーカードをお持ちでない方】

- ①と②の写し（コピー）をそれぞれお持ちください。
  - ①番号確認書類 マイナンバー通知カード、または、マイナンバーの記載のある住民票
  - ②身元確認書類 運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポート、身体障害者手帳、在留カードなどのうちいずれか1つ

≪確定申告書の提出先≫ 諏訪税務署 〒392-8610 諏訪市清水2-5-22  
 ≪確定申告に関する問い合わせ≫ 諏訪税務署 個人課税部門 電話52-1390（自動音声案内）

■問い合わせ 下諏訪町 税務課 町民税係 電話27-1111（内線231・232・233）

## 平成28年度中学生の「税に関する作文・標語コンクール」入選作品のご紹介

諏訪税務署、諏訪地方事務所、町、関東信越税理士会、諏訪納税貯蓄組合連合会では、租税教室の一環として、中学生を対象に平成28年度「税に関する作文・標語」を募集しました。入選された皆さんの作品を紹介します。

### 【作文の部】（応募数46点）

- |                         |                          |
|-------------------------|--------------------------|
| ○関東信越税理士会諏訪支部長賞         | ○町長賞                     |
| 下中3年 滝澤 未来 「大切な税金」      | 下中3年 武井 愛奈 「となりなのに遠かった税」 |
| ○諏訪納税貯蓄組合連合会長賞          | 下中3年 中村 真子 「初めて知った税金」    |
| 社中3年 高橋 来綺 「税金について考える事」 | 下中3年 田中衣麻里 「私達の暮らしと税の役割」 |

### 【標語の部】（応募数242点）

- |                                |
|--------------------------------|
| ○町長賞                           |
| 下中3年 神澤あずさ 「税金は あなたの町の 未来の木」   |
| 下中3年 山澤 駿 「その税で 日本の未来が 幸せに」    |
| 下中3年 笠原 春菜 「税金は あなたの暮らしの 投資金」  |
| 社中1年 島津みどり 「つなげよう 税のかけ橋 未来へと」  |
| 社中2年 市川 真旭 「この町の 明日をつくろう 税金で」  |
| 社中3年 寺澤 達哉 「踏み出そう 自分の未来へ その税と」 |



11月9日（水）表彰式

■問い合わせ 下諏訪町 税務課 町民税係 電話27-1111（内線231）